

島根県報

第一、五一八号
平成十五年十月三十一日
(金曜日)

告示

目次

定例県議会を招集する月の変更	(財政課)	一
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	(健康福祉総務課)	一
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	"	二
生活保護法の規定による介護機関の指定	"	二
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	"	三
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	"	三
島根県土地利用基本計画の一部変更	(土地資源対策課)	四
土地改良区の役員就任及び退任(二件)	(農村整備課)	四
土地改良区の役員退任	"	五
県営土地改良事業の工完了(二件)	"	五
保安林予定森林	(森林整備課)	六
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出(三件)	(経営支援課)	六
公告	(林業課)	八
平成十五年島根県新林業機械作業システム技術者の認定	(都市計画課)	九
都市計画公聴会の開催		

教委規則

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

(教育庁総務課) 一〇

正誤

平成十五年十月十四日付け島根県報号外第一一五号中 (総務課) 一四

告示

島根県告示第八百九十六号

平成十五年十二月に招集すべき、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百二条第二項の規定による定例会は、昭和二十七年島根県告示第七百三十三号(定例県議会を招集する月)の定めにかかわらず、平成十五年十一月に招集する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第八百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地変更の届出であったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
医療法人 姫野クリニク	出雲市塩冶町二二 一三二二	出雲市塩冶善行町 一四番地三	平成十五年十月四日
出雲市駅南口クリニク	出雲市今市町一〇 一一三三	出雲市駅南町一丁 目三番地二	平成十五年十月七日

島根県告示第八百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する

同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。
平成十五年十月三十一日
島根県知事 澄田信義

名 称	主たる事務所の所在地	実施する事業	指 定 介 護 事 業 所		変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後	
医療法人社団 水澄み会	那賀郡三隅町大字河内四五番一	痴呆対応型共同生活介護	グループホームみずみ	グループホームゆうな	平成十五年九月一日
				那賀郡三隅町大字河内四六番一	

法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第八百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同

名 称	主たる事務所の所在地	実施する事業	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン ・ 居 宅 介 護 事 業 所 ・ 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者					
有限会社 フクオカ・クリニカル・ファーマシー	福岡県北九州市八幡西区本城東二丁目四番一号	居宅療養管理指導	タカサキ薬局 周布店	浜田市治和町口五一八番地	平成十五年七月一日
医療法人社団 水澄み会	那賀郡三隅町大字河内四五番地一	居宅介護支援	ケアプランサービスセンターはまぼっふ	浜田市久代町一番地七	平成十五年十月一日
株式会社 コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号 六本木ヒルズ森タワー	居宅介護支援	株式会社コムスン	松江市乃白町三三四六のしるすウィートビルA室	平成十五年十月一日
株式会社 コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号 六本木ヒルズ森タワー	居宅介護支援	株式会社コムスン	出雲市大津町朝倉七八八二大北館	平成十五年十月一日
株式会社 コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号 六本木ヒルズ森タワー	居宅介護支援	株式会社コムスン	松江市乃白町三三四六のしるすウィートビルA室	平成十五年十月一日
株式会社 コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号 六本木ヒルズ森タワー	訪問介護	株式会社コムスン	出雲市大津町朝倉七八八二大北館	平成十五年十月一日

社会福祉法人 壽光会	那賀郡湖陵町大字差海三二八番地一	痴呆対応型共同生活介護	痴呆性老人グループホーム湖水苑	簸川郡湖陵町大字差海三二八番地一	平成十五年九月二十五日
有限会社 エム・アール・シー	大田市長久町長久イ五〇五一〇	福祉用具貸与	有限会社エム・アール・シーまるてい介護福祉事業所	出雲市高岡町五〇〇一	平成十五年九月二十九日
有限会社 エム・アール・シー	大田市長久町長久イ五〇五一〇	福祉用具貸与	有限会社エム・アール・シーまるてい介護福祉事業所 大田	大田市長久町長久イ五〇五一〇	平成十五年九月二十九日
特定非営利活動法人 あいの会	那賀郡三隅町三隅二五二番地	通所介護	デイサービスセンターあいの会	那賀郡三隅町三隅二五二番地	平成十五年九月十日
有限会社 メディカル・シーズ・コーポレーション	浜田市高田町一九番地一	居宅療養管理指導	シーズ薬局 高田町店	浜田市高田町一九番地一	平成十五年十月一日
有限会社 フクオカ・クリニカル・ファーマシー	福岡県北九州市八幡西区本城東二丁目四番一号	居宅療養管理指導	みかわ調剤薬局	浜田市内村町七七二番地二	平成十五年十一月一日

島根県告示第九百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田 信義

同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

指 定 介 護 事 業 者	主たる事務所の所在地	実施する事業	指 定 介 護 事 業 所		変 更 年 月 日
			名 称	所 在 地	
サンキ・ウェルビー株式会社	広島県広島市西区商工センター六丁目一番一号	居宅介護支援	サンキ・ウェルビー介護センター出雲	出雲市塩治有原町一四〇二二 出雲市姫原一丁目五二二	平成十五年六月二十四日

島根県告示第九百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田 信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	株式会社 コムスン	主たる事務所の所在地 東京都港区六本木六丁目一〇番一号	訪問介護	廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	株式会社コムスン 益田ケアセン 益田市乙吉町イ三三七六	平成十四年十二月三十一日
名 称	株式会社 コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	訪問介護	廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	株式会社コムスン 益田ケアセン 益田市乙吉町イ三三七六	平成十四年十二月三十一日

島根県告示第九百二号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定に基づき島根県土地
地利用基本計画を次に掲げる区域について変更したので、同条第十四項において準用する
同条第十三項の規定により公表する。

なお、変更後の島根県土地利用基本計画は登載を省略し、その関係書類を島根県地域振
興部土地資源対策課、隠岐支庁及び各総務事務所並びに松江市役所、東出雲町役場、玉湯
町役場及び安来市役所に備え付け一般の縦覧に供する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

松江市、東出雲町、玉湯町及び安来市の一部

島根県告示第九百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土
地改良区から役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示す
る。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

静間川沿岸土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事

荊尾 孝義 大田市静間町静間八五七番地一

タ

株式会社コムスン

益田ケアセン

平成十四年十二月三十一日

名 称

所 在 地

廃止年月日

岩谷 英雄 大田市静間町静間一三二五番地五

高橋 重樹 大田市静間町静間三三八番地二

石田 和義 大田市静間町静間一九三三番地三

清水 豊 大田市久利町松代六一番地二

釜田 正年 大田市久利町行恒一五三番地

大畑 伸治 大田市川合町吉永六三四番地

橋目 義信 大田市川合町川合一五二八番地

坂根 昭一 大田市長久町稲用六〇四番地

川上 秀章 大田市長久町稲用六一九番地

森野 辰巳 大田市長久町稲用四八四番地一

坂根 謙二 大田市長久町稲用四七六番地一

岩崎 耕次 大田市長久町稲用一九番地

亀岡 正則 大田市長久町稲用二五七番地一

監事

柿田 貞廣 大田市静間町静間九一八番地

後藤 武志 大田市川合町吉永九八〇番地

松本 哲一 大田市長久町稲用四七九番地

森山 修 大田市長久町稲用二三四番地一

二 就任年月日

平成十五年七月九日

三 退任した役員の氏名及び住所

理事

荊尾 孝義 大田市静間町静間八五七番地一

岩谷 英雄 大田市静間町静間一三二五番地五

- 高橋 重樹 大田市静間町静間三二八番地一二
- 石田 和義 大田市静間町静間一九三三番地三
- 石崎 卓史 大田市久利町行恒三二八番地
- 清水 一夫 大田市久利町松代二三〇番地一
- 橋目 義信 大田市川合町川合一五二八番地
- 後藤 武志 大田市川合町吉永九八〇番地
- 坂根 昭一 大田市長久町稲用六〇四番地
- 坂根 幸平 大田市長久町稲用六三七番地
- 森野 辰巳 大田市長久町稲用四八四番地一
- 坂根 謙二 大田市長久町稲用四七六番地一
- 岩崎 耕次 大田市長久町稲用一九番地
- 亀岡 正則 大田市長久町稲用二五七番地一

監事

- 柿田 貞廣 大田市静間町静間九一八番地
- 増田 富範 出雲市天神町六〇五番地五
- 松本 哲一 大田市長久町稲用四七九番地
- 岩崎智佐子 大田市長久町稲用七九番地

島根県告示第九百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

邑智郡桜江町土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

監事

佐々木敏行 邑智郡桜江町大字小田一七五番地三

二 就任年月日

平成十五年十月八日

三 退任した役員の氏名及び住所

監事

大場 義幸 邑智郡桜江町大字後山二九番地一

島根県告示第九百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

八束郡八雲村土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

岩崎 健一 八束郡八雲村大字東岩坂一九三九番地

島根県告示第九百六号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
益美地区（酒屋原工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十四年三月十三日
益美地区（小原郷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十四年三月十三日

島根県告示第九百七号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
西潟ノ内地区用排水施設事業（県営基幹水利施設補修事業）	平成十二年三月十六日

島根県告示第九百八号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

簸川郡佐田町大字佐津目八二六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第九百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。
平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町二二七番地一外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西泰明 広島県広島市南区京橋町二番二二号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）株式会社タカラブネ 京都府久世郡久御山町大字佐山小学双栗三七番地

の一新開純也

有限会社青木屋 島根県浜田市殿町八三 五七 青木豊

イトキン株式会社 大阪府大阪市西区南堀江一丁目四 一九 辻村浩一

株式会社スワキ 島根県浜田市紺屋町四六番地 洲脇義孝

株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三三番一三三 田淵恵美子

株式会社廣嶋音工 広島県広島市西区横川新町一三 二四 岡田光由

株式会社岩多屋 島根県浜田市浅井町八七番地二 岩谷百合雄

株式会社リ才横山 愛知県名古屋市中区平和一丁目一五番一七号 横山

和幸

株式会社島崎商店 島根県浜田市朝日町六八 一 島崎英二

(変更後) 株式会社スイートガーデン 京都府久世郡久御山町大字佐山小学双栗三

七番地の一 山本悟

株式会社モーツァルト 広島県広島市中区堀川町五 二 田上友康

有限会社ペアーズ 島根県益田市高津町イ四八六 二 樋口寿男

有限会社宮内オリエント商会 島根県益田市高津町イ一七四三 九 宮

内英次郎

株式会社MSコミュニケーションズ 広島県広島市中区中町三 一 一中

町センタービル3階 吉田義治

4 変更の年月日

平成十五年五月一日

二 届出年月日 平成十五年十月二十日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 浜田市商工観光課(浜田市殿町一番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第九百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツインタウン一畑 島根県松江市殿町一三〇番地、三八三番地

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社中央ビル 代表取締役 森脇謙 島根県松江市殿町三八三番地

一畑電鉄株式会社 代表取締役 大谷厚郎 島根県松江市中原町四九番地

3 変更しようとする事項

(一) 開店時間

(変更前) 午前十時 (変更後) 午前九時

(二) 閉店時間

(変更前) 午後七時 (変更後) 午後九時

4 変更の年月日

平成十五年十月二十二日

二 届出年月日 平成十五年十月二十日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 松江市商工課(松江市末次町八六番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- (一) の記載事項についての公表の意思の有無
 - (二) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (三) 意見の内容
 - (四) 意見を述べる理由
 - (五) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第九百一十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町二二七番地一外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西泰明 広島県広島市南区京橋町二番二二号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 一一、三四六平方メートル (変更後) 一七、二五九平方メートル

(二) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 六〇一台、一一箇所 (変更後) 八三三台、一六箇所

(三) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 七〇台、二箇所 (変更後) 二〇〇台、四箇所

(四) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後九時 (変更後) 午後十時

(五) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

(変更前) 午前九時から午後九時三十分

(変更後) 午前九時から午後十時三十分

(六) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 二十四箇所 (変更後) 二十八箇所

4 変更の年月日

平成十六年七月一日（但し、閉店時刻及び駐車場利用時間帯については平成十五年

十二月一日）

二 届出年月日 平成十五年十月二十一日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 浜田市商工観光課（浜田市殿町一番地）

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部経営支援課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

平成十五年島根県新林業機械作業システム技術者として認定した者は、次のとおりである。

平成十五年十月二十二日

認定した者

中村 義之	北村 哲治	松崎 厚司	北尾 伸夫	木金 英明
田原 一彦	山崎 秀明	青戸 弘二	青木 務	山根 典明
高橋 克也	勝部 和幸	岡平 隆広	佐々木秀敏	野田 勝次
嵐谷 康彦	花本 健二	原 幸雄	福岡 祐治	若槻 浩一

島根県知事 澄 田 信 義

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、三刀屋都市計画整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案について、次のとおり公聴会を開催するので、島根県都市計画公聴会規則（昭和四十五年島根県規則第一号）第二条第一項の規定により公告する。

平成十五年十月三十一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開催日時

平成十五年十一月十七日 午後二時から

二 開催場所

三刀屋町大字三刀屋二四番地二 三刀屋町農村環境改善センター

三 都市計画の案の概要

三刀屋都市計画整備、開発及び保全の方針を参考図書のように定め、その概要は次のとおりである。

1 都市計画の目標

地域の核として都市機能の集積を図るとともに、豊かな自然に囲まれた快適な生活環境を実現する地域づくりを進めるため、定住人口の確保や、少子高齢化に対応した生活環境向上に資する都市施設の充実に図る。

2 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。

3 主要な都市計画の決定の方針

(一) 土地利用の方針

現在本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針を定める。

(二) 都市施設の方針

(1) 交通施設

ア 基本方針

三刀屋木次インターチェンジを機能的に活用するため、国道五四号が、高い交通処理能力を備えるよう整備を行う。また、主要幹線道路網の充実に並行して、市街地における歩行者の安全確保等、生活に密着した道路整備を図る。

(2) 下水道及び河川

ア 基本方針

下水道については、全域の下水道整備を早期に図るものとする。また、近年の都市化により、浸水被害の恐れがある市街地等においては、下水道による雨水対策も併せて行うものとする。

河川については、水害に強い安全な都市を形成するために、河川改修を推進するとともに、流域が本来有している農地や山林等の保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を講ずるものとする。また、三刀屋川沿いの桜並木の保全等、人々が川に親しめる空間づくりや、動植物の良好な生息・生育環境の保全などに配慮しながら安全な暮らしを守るための河川整備に努めるものとする。

イ 整備水準の目標

下水道については、平成二十二年度末の下水道普及率を約百パーセントとする。

河川については、治水安全度の低い河川について、重点的に河川改修を進め、地域の実情に応じた治水安全度を確保すること目標に整備する。

(三) 市街地開発事業の方針

三刀屋木次インターチェンジの開設、国道の拡幅整備等広域幹線道路網の整備の機会をとらえ、交流人口の増加を図るとともに賑わいのある街をつくるため、商業系用地の確保を図ることを方針とする。

四 自然的環境の整備又は保全の方針

(1) 基本方針

三刀屋川は河川公園として水辺の憩いの場となっている外、約3kmに及び桜並木は、本区域の重要な景観要素となっており、今後とも保全・活用を図っていく。また、三刀屋城址公園や峯寺などについても、本区域を代表する史跡として、自然環境の保全と利用促進の両立を図るものとする。

(2) 緑地の確保水準

都市公園等の施設として整備すべき目標水準

平成三十二年において都市公園等の施設として整備すべき緑地は、都市計画区域

域内人口一人当たり五十二平方メートルとする。

四 公述の申出等

1 意見申出書の提出

公聴会に出席して前記案件について意見を述べようとする者は、別記様式に準じて作成した意見申出書一通を平成十五年十一月十日までに、松江市殿町八番地島根県土木部都市計画課へ到着するよう提出すること。

2 公述人

知事は、公聴会において意見を述べようとする者で同趣旨の意見の者が多数であるときは、公述人を選定してその旨を本人に通知する。

3 参考図書及び参考付図は、登載を省略し、島根県庁、三刀屋町役場に備えて縦覧に供する。

五 公聴会の中止

公述の申し出がなかった場合、公聴会は中止する。中止する場合は島根県庁、木次土木建築事務所及び三刀屋町役場へ掲示等により事前に周知することとする。

六 公聴会に関する問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話(〇八五二)二二二五二二一

別記様式

意見申出書

平成15年10月31日付けの県報で公告された都市計画の案について、次のとおり意見を申し出ます。

平成15年 月 日

島根県知事 澄田信義様

住所 (電話)

(ふりがな) 氏名 氏名

意見の公述を希望する都市計画区域名
三刀屋都市計画区域
意見の公述を希望する都市計画原案の種類
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

意見の要旨 別紙のとおり

意見の要旨の記載に当たっての留意事項

- 1. 意見の要旨及びその理由を具体的かつ簡明に記載すること。
- 2. 様式は自由であるが、400字詰め原稿用紙2枚以内程度とすること。

教育委員会規則

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十月三十一日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県教育委員会規則第十八号

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則(昭和三十六年島根県教育委員会規則第十一号)の一部を

次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

七 システム 電子計算機を利用して、文書の收受、起案、保存その他文書管理に関する一連の事務の処理を行うためのシステムであつて、総合文書管理システムをいう。

八 整理番号 公文書を管理するためにシステムの自動採番機能により付される番号のことをいう。

第五条第一項に次の一号を加える。

九 システムの利用に係る調整等に関すること。

第七条第十号中「起案用紙甲号」を「起案用紙」に改める。

第十七条第一項第三号中「従い、」の下に「本庁にあつては整理番号により、教育機関等にあつては」を加え、同項第五号中「文書件名簿」を「整理番号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の番号は、令達番号簿にあつては、毎年一月から起し暦年により、整理番号及び文書件名簿にあつては、毎年四月から起し会計年度により、それぞれ更新するものとし、一文書案件ごと一番号とする。ただし、同一の文書案件で一会計年度を通じ多量に処理するものについては、当該番号の枝番号を用いることができるものとする。

第十七条に次の一項を加える。

3 番号を取得した後に年度を超えて施行するときは、当該番号を付した日の属する年度を表す数字を記号に冠しなければならぬ。

第三十一条第二項第一号中「文書件名簿に搭載」を「システムに文書の標題、收受年月日その他必要な事項を登録」に改め、同号ただし書中「ただし、」の下に「保存期間が一年未満のもの及び」を加える。

第三十二条中「文書件名簿に所要事項を記載」を「システムに所要事項を登録」に改める。

第三十二条の二中「朱書し、」の下に「システムに当該文書の標題その他必要な事項を登録した上で」を加える。

第三十三条第一項第三号を次のように改める。

三 システムに標題、起案年月日その他必要な事項を登録するものとする。ただし、総務課長がその登録を省略できると認めるものについては、この限りでない。

第三十五条の二中「記入する」の下に「とともに、システムに当該公文書の標題その他必要な事項を登録する」を加える。

第四十六条第二項を削る。

第四十七条第一項各号を次のように改める。

一 決裁文書には記号及び整理番号を記入しておくものとする。

二 起案書に施行及び発送年月日並びに施行方法を記入すること。

第四十七条第二項中「輕易な」を「第三十三条第一項第三号ただし書の規定によるもの及び輕易な」に改め、「及び第二号」を削る。

第四十九条中「、所定欄に押印し」を削る。

第五十条中「文書件名簿」を「システム」に改める。

第五十四条の三第一項中「当初に」を「ことに」に改める。

第七十七条の次に次の三条を加える。

(文書の供覧)

第七十七条の二 文書のうち閲覧だけにとどめるものは、当該文書の余白に「供覧」と朱書し、関係者の閲覧に供さなければならない。この場合において、閲覧に供する範囲及び順序については、第三十七条及び第三十八条の規定を準用する。

(起案)

第七十七条の三 起案に当たつては、次の各号に掲げる要領によらなければならない。

一 起案用紙を用いること。

二 文書の書式（別表第二）及び文書の左横書き実施要領第三の一により、平易な言葉で簡潔に記述すること。

三 起案年月日等起案用紙の所定欄に記入し、処理期限のあるものについては、その期限を記入すること。

四 急を要するものについては、起案用紙に緑色付せんをちよう付すること。

2 前項の規定にかかわらず、定例又は輕易な事項を起案する場合には、起案用紙に代え適宜な方法によることができる。

(起案によらない文書)

第七十七条の四 起案によらないで作成する公文書の作成者は、当該公文書の作成年月日、作成者の所属、協議者の所属等必要な事項を見やすい箇所に記入するものとする。

第七十九条の次に次の一条を加える。

(文書の浄写及び校合)

第七十九条の二 浄写及び校合をしたときは、浄写者及び校合者は、起案書の所定欄に押印しなければならない。

第八十二条の次に次の一条を加える。

(未処理文書の処理状況の把握)

第八十二条の二 文書取扱主任は、文書件名簿により常に未処理文書を把握し、迅速に事務処理が行われるよう指示しなければならない。

第八十三条第一項中「第三十二条の二から第三十四条まで」を「第三十四条」に改め、
「第三十五条の二」及び「第四十六条第二項」を削り「第五十条」を「第四十九条の四」に改める。

様式第十号を次のように改める。

様式第10号

付箋

島根県起案用紙

分類					記号・番号					
処理経過	収受				案1	案2	案3	案4	案5	
	起案	年	月	日	審査					
	処理期限	年	月	日						
	決裁	年	月	日	公印					
施行	年	月	日							
担当課					発送日					
起案者	職				発送種別					
	氏名				内線		情報公開			
件名										
		受信者			発信者		部数	施行上の注意		
施行上の取扱	案1									
	案2									
	案3									
	案4									
	案5									
決裁区分										
回議課係	(1)	係	(2)	係	(3)	係	(4)	係	(5)	係
教育長	教育次長			教育次長						
	課長		課長補佐		係長		係員			
起案理由										
.....										
.....										
.....										
.....										
.....										
.....										
.....										
.....										
.....										
.....										
発送種別		書留 速達 配達証明 内容証明 国際郵便 ファクシミリ 電子メール 庁内施行 LGWAN								
施行上の注意		例規 県報登載 官報報告 新聞等による報道								

注 発送種別、施行上の注意については、該当するものの番号をそれぞれの欄に記入すること。
 該当するものがない場合には、簡潔にその内容を記入すること。

毎週火・金曜日発行

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成十五年六月一日から適用する。
(経過措置)

2 本庁の公文書の管理において、改正後の島根県教育庁等事務処理規則の規定によることが困難であると総務課長が認めるものについては、当分の間、なお従前の例による。

正

誤

平成十五年十月十四日付け島根県報号外第一一五号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
十	島根県訓令第二十七号の表中	×第 祭中「 」の下に「 」を加える。	×第 祭中「 」の次に「 」を加える。
		×第 祭中「 」の下に「 」を、 「 」の下に「 」を加える。	×第 祭中「 」の次に「 」を、 「 」の次に「 」を加える。

平成十五年十月三十一日印刷
平成十五年十月三十一日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町南
松島陽根県印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)